

Smart Wellness City 首長研究会規約

第1章

第1条（名称）

本会の名称を Smart Wellness City 首長研究会（以下「SWC 研究会」という）という。

第2条（目的）

「ウエルネス=健幸」をキーワードとして、我が国が今後20年以内に迎える「少子高齢・人口減社会」によって生じる様々な社会問題を克服するために、積極的かつ先進的な考え及び実践を希望する全国の首長と定期的に連携し、「健幸」をこれからの街づくりの基本と捉え、持続可能な新しい都市モデル Smart Wellness City の具体像を最新の科学技術や科学的根拠に基づいて創造することを目的とする。

第3条（活動内容）

研究会は、前条の目的を達成するため、年2回以上の研究会会議の開催並びに連携促進を図るための打合せ、その成果を基にした社会実験を行なう。

第4条（運営）

研究会は、平成21年11月から3年間を1基本単位とし運営する。

- 事務局は筑波大学大学院人間総合科学研究科久野研究室とし、会長を1名選任する。

第2章

第5条（入会）

研究会に入会しようとするときは、事務局に入会申込書を提出しなければならない。

会員は、会員である期間中、本規約についてこれを遵守しなければならない。

- 新規入会の申し込みは、会員の推薦を持って行うものとする。

第6条（退会）

会員が退会しようとするときは、その旨を書面により事務局に届け出なければならない。

- 会員において、規約違反があった場合、または著しく会の運営またはその他の会員に不都合を与える事由があると発起人が判断した場合、当該会員に退会を命ずることがある。

この場合、当該退会に関する如何なる責任も、研究会およびその他の会員において負わない。

第7条（活動費）

研究会活動にかかる実費を、各会員自ら負担するものとする。

2. オブザーバー企業からの寄付は受けない。

ただし、競争的資金を獲得し、本研究会活動に充当する場合がある。

第8条（会則改正等）

本規約の改正は、会員の了承の下に行う。

研究会の運営および本規約等に付いて疑義が生じた場合または規定の無い事項については、会長がこれを検討し、適宜会員と計り最善と思われる対応をとるものとする。

付則 本規約は、平成21年11月22日に施行し、同時に研究会を発足する。